

令和5年第7回定例教育委員会

令和5年7月24日(月)午前10時03分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	黒川淳司	説明員	教育部長	伊藤忠信
	委員	林大輔		教育部次長	佐藤学
	委員	須田壽美江		学校教育支援室長	
	委員	麓美絵			堂前敦
	委員	新館忠義		総務課長	山崎浩克
				総務課主幹	鎌田和仁
				学校教育課長	稲田征己
				学校教育課参事	浅木義博
				教育支援課長	清水さおり
				給食センター長	三浦洋
				対雁調理場長	佐藤友彦
				生涯学習課長	田中紀克
				スポーツ課長	堀井修
				スポーツ課参事	稲垣恭典
				情報図書館長	表誠
				郷土資料館長	兼平一志
			記録員	総務課総務係長	河崎真大
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 教職員住宅における漏水事故に係る示談について
- (2) 江別市部活動の在り方検討委員会の設置等について
- (3) 令和5年度全国高等学校総合体育大会の開催について

2 審議事項

- (1) 令和5年議案第28号
教育委員会職員の退職者の出向に係る承認の協議について
- (2) 令和5年議案第29号
教職員住宅における漏水事故に係る損害賠償額について
- (3) 令和5年議案第30号
江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の任命について

3 その他

- 各課所管事項について
- 次回教育委員会予定案件について
- 令和5年第8回定例教育委員会の日程について

会 議 録

黒川教育長

(開会)

ただいまから、令和5年第7回定例教育委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

会議に先立ち、本日の会議録署名人を、新館委員にお願いいたします。

議事に入ります前に、お諮りしたい事項がございます。

議案第28号の「教育委員会職員の退職者の出向に係る承認の協議について」は、人事案件でありますことから、秘密会による審議をご提案するものでございます。

これにご異議ございませんか。

(一同了承)

委員の皆様のご賛同が得られましたので、議案第28号は秘密会により進行いたします。

本件を本日の審議順の最初に行い、秘密会終了後は、傍聴者入室のため暫時休憩し、その後、次第にしたがって進行してまいります。

それでは、議事に入ります。

<秘密会につき会議録省略>

委員会を再開します。議事に入ります。

1の報告事項(1)教職員住宅における漏水事故に係る示談についての報告を求めます。山崎総務課長お願いします。

山崎総務課長

報告事項(1)教職員住宅における漏水事故に係る示談について、ご報告いたします。

本件は、本年2月17日開催の令和5年第2回定例教育委員会でご報告した教職員住宅における漏水事故に関しまして、被害を受けた4入居者のうちの1者について、市との間で損害賠償に係る示談が締結されたことをご報告するものです。

資料の1ページをご覧ください。

1 賠償の理由であります。令和5年2月8日、市が管理する教職員住宅で発生した、未入居住戸の上水道メーターの凍結破裂に伴う漏水による、階下住戸入居者の家財等を汚損した事故に係る損害賠償です。

2 示談締結日は6月26日、3 賠償の金額は、304,710円、4 賠償の相手方は、浸水被害を受けた当該住宅102号室の入居者です。

5 事故の概要であります。別紙によりご説明いたします。2ページをお開き願います。

上段1の(1)発生場所は、大麻栄町教職員住宅B棟、これは大麻栄町19番地3にある鉄筋コンクリート造4階建、住戸数16戸、うち事故当時入居8戸だった建物であります。(2)発生日は令和5年2月8日、(3)漏水箇所は、共用階段4階のパイプスペース内にある上水道メーター2個であります。(4)漏水原因は、当時未入居だった403号室及び404号室について、前入居者が退去した際に、教育委員会総務課が上水道の水抜き作業を行わなかったため、上水道メーターが凍結し破裂したものです。

(5)入居状況、浸水範囲、損害状況等ありますが、4ページをご覧ください。

ページ左は当時の入居状況と浸水範囲を記載しております。前段のとおり、4階建、住戸数16戸、うち当時入居8戸だった建物であり、浸水の範囲は網掛け部分、1階から3階の入居中4戸、未入居5戸、計9戸です。ただいまご説明している102号室の位置は赤枠で示しております。

ページ右は損害状況です。現在、浸水被害を受けた4戸のうち、2戸の損害額が示談締結等により明らかになっており、102号室の損害額は304,710円、内訳としましては電化製品、雑貨、玩具等の家財損害が300,850円、洗濯費、幼稚園預かり延長費といった間接損害が3,860円です。

なお、上段の302号室につきましては、のちほど審議事項の中でご説明いたします。

それでは、ここで2ページにお戻り願います。

中段の2 賠償の相手方は、①事故当時、漏水箇所の階下にある102号室の入居者であり、1世帯大人2名子供2名です。示談交渉の結果、②6月26日に、本件事故に係る物的損害の賠償として市が304,710円を支払う旨、示談を締結しました。

3 賠償の金額の算定方法につきましては、まず(1)損害賠償保険制度と同様に算定しております。具体的には、①損害保険会社の物的損害鑑定業務を受託する損害鑑定事業者

	<p>に対し、市から本件事故に係る物的損害の鑑定業務を委託しました。②鑑定事業者では、入居者から申告のあった被害物品等の一覧に基づき、現地調査等を行って物的損害状況を精査し、損害賠償保険制度と同じ基準により損害額を鑑定しました。</p> <p>次にその鑑定結果に対し、(2)弁護士による確認を行いました。①市の顧問弁護士が賠償の範囲、対象、鑑定額等の適切性、妥当性を確認したものであり、②弁護士からは、判例等法制度に照らし適切、妥当であり、これを賠償の金額として入居者に提示すべきとの意見を得たものであります。</p> <p>4 その他としまして、事故後この間の再発防止に向けた取組を記載しております。</p> <p>①教職員住宅の点検の効果を高めるため、市建設部の市営住宅点検マニュアルを参考に、総務課の点検マニュアルの見直しを行いました。また、②再発防止のため、上水道配管の止水を含め、未入居住戸内等の点検を年2回定期的に実施することとし、1回目を4月26日に実施しております。</p> <p>教職員住宅の管理を担当する総務課といたしましては、今後このような事故が再び起こることのないよう、教職員住宅の点検を今まで以上に徹底してまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>ただいま報告のありました、教職員住宅における漏水事故に係る示談について、質問等がございましたらお受けします。</p>
須田委員	<p>損害額については、適切性、妥当性を確認してこの金額になったということですが、電化製品を買い替えますと、30万円程度ではとても済まないのではないかと思います。これは修理をすれば使用できるなどのことを踏まえての金額なのでしょうか。</p>
山崎総務課長	<p>先ほどご説明いたしました102号室の関係でございますが、水漏れの発生箇所から距離的に遠かったということがございまして、滴った水の量がそれほど多くなかったということがございました。その関係で、被害を受けた物自体が少なかったということがございます。また、もう1点、電化製品の一部で水が被ったのですが、例えば、テレビの電源を入れると点いたという状況がございました。そういった場合の損害賠償制度の査定としましては、テレビを点検に出す、その費用が賠償額になるという基準と伺っております。そういった費用を積み重ねた結果、この102号室につきましては、賠償額が30万円程度になったということでございます。</p>
新館委員	<p>今現在、102号室の方はここに住んでいるのでしょうか。</p>
山崎総務課長	<p>102号室につきましては、被害に遭われた日から、入居されている方が引き続きお住まいになっているところでございます。</p>
黒川教育長	<p>ほかに質問等はございませんか。</p>
	<p>(質疑終了)</p>
	<p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p>
	<p>(一同了承)</p>
	<p>次に、報告事項(2)江別市部活動の在り方検討委員会の設置等についての報告を求めます。</p>
	<p>稲田学校教育課長お願いします。</p>
稲田学校教育課長	<p>報告事項(2)江別市部活動の在り方検討委員会の設置等について、ご説明いたします。</p>
	<p>資料1ページをご覧ください。</p>
	<p>はじめに、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、令和5年度から7年度までの3年間で「改革推進期間」として、地域の実情に応じ、地域連携・地域移行を可能な限り早期に実現することを目指すとしています。</p>
	<p>江別市におきましても、学校に希望する部活動がなく地域の団体に活動する生徒や、部員が足りず複数校の部員が合同で活動している現状がございます。</p>
	<p>そこで、江別市に適した部活動の在り方を検討するため、「江別市部活動の在り方検討委員会」を設置し、生徒、保護者及び関係団体等の意見を広く聞きながら、将来的な地域移行も含め、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保を図ってまいります。</p>
	<p>まず、1 江別市部活動の在り方検討委員会の設置につきましては、(1)設置目的を地域移行を含めた種目毎の部活動の運用方針と、その課題の洗い出し及び解決策を検討し</p>

黒川教育長	<p>、江別市に適した部活動の在り方について提言を行うこととし、(2) 委員構成としては学識経験者、学校関係者等、合計9名であり、(3) 任期は、令和5年8月1日から令和7年3月31日までとしております。</p> <p>委員名簿につきましては、2ページをご参照ください。</p> <p>次に、2 検討委員会に関係者等の意見を反映させる取組につきましては、(1) 部活動の在り方に関するワークショップでは、部活動顧問、地域のスポーツ団体、保護者計45名程度の参加を募り、部活動ごとの現状及び運用方針などについて、部活動の在り方を検討するため広く意見を求め、(2) 生徒及び保護者向けアンケートでは、小学校5・6年生児童の保護者約1,900名、中学校生徒及びその保護者約5,800名に地域移行、費用負担、部活動への要望等についてアンケートを行います。なお、アンケートはWEBを活用し実施いたします。</p> <p>次に、3 令和5年度スケジュール(案)につきましては、8月に第1回検討委員会を開催し、部活動の現状、アンケート内容、運用方法等をご検討いただくとともに、生徒及び保護者を対象にアンケートを行う予定であります。</p> <p>次に、9月には第1回ワークショップを開催し、各部活動の現状及び運用方法について意見交換を行い、10月に第2回検討委員会、12月に第2回ワークショップ、1月と2月に第3回及び第4回検討委員会を行い、3月に在り方検討に関する中間報告を公表する予定であります。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま報告のありました、江別市部活動の在り方検討委員会の設置等について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>このスケジュールでいきますと、次年度の予算要求では、今回の意見は反映されないと考えてよろしいのでしょうか。</p>
稲田学校教育課長	<p>令和6年度予算額への反映に関してでございますが、10月に第2回検討委員会におきまして、アンケートやワークショップの結果を報告した後にモデル事業の検討ということをご予定してございます。このモデル事業といいますのは、実際に検討していただく中で先行して実際に何かしらの予算を措置して、次年度に実行できるもの、まずそういったものを上げていただいて、令和6年度に何かしらの形でまず反映したいということで考えてございます。どうしても全学校一律にということにはならないと思っておりますので、できるところから少ないですけども着手して進めていきたいと考えております。</p>
須田委員	<p>ワークショップの開催について、部活動顧問、地域のスポーツ団体、保護者、計45名程度の参加を募りとなりますが、顧問やスポーツ団体はわかるのですが、保護者を集める方法としては、どのように考えているのでしょうか。</p>
稲田学校教育課長	<p>保護者の方の募集に関しましては、まだ詳細を詰めてはいないのですが、考え方としては、顧問の先生にご推薦いただく形がよろしいかと考えております。また、可能であれば、まだ検討段階ではありますが、アンケートを行う中でそのような意向がある方、そういった方を候補にするということも方法としてはあるのではないかと考えております。</p>
麓委員	<p>委員の任期が令和7年3月31日までとなっておりますが、委員会の内容や進行状況について、途中経過などを各家庭にお知らせしていく予定はありますか。</p>
稲田学校教育課長	<p>委員会の議事録に関しましては、ホームページで掲載していくなど市民の皆様へ協議状況を逐次報告しながら進めていきたいと考えております。また、3月に中間報告という形で公表していきたいと考えておりますので、市民や保護者の方に協議状況を逐次ご説明、ご報告しながら進めていきたいと考えております。</p> <p>ほかに質問等はございますか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
稲垣高校総体推進担当参事	<p>次に、報告事項(3) 令和5年度全国高等学校総合体育大会の開催についての報告を求めます。</p> <p>稲垣高校総体推進担当参事をお願いします。</p> <p>報告事項(3) 令和5年度全国高等学校総合体育大会の開催について、ご説明いたします。</p>

	<p>1 大会概要について、全国高等学校総合体育大会は高校生最大のスポーツの祭典であり、北海道では昭和62年以來36年ぶりの開催で、7月22日から8月21日まで、19の市町で28競技が開催されます。</p> <p>2 江別市開催競技は、ホッケーと水泳（競泳）の2種目です。（1）ホッケーは、7月28日に江別市民会館で開会式を行い、29日から8月2日までの5日間、野幌総合運動公園人工芝ホッケー場など3会場で競技が行われます。来場見込数は、記載のとおりで、試合は、自由に観戦することが出来ます。（2）競泳は、8月17日から20日の4日間、野幌総合運動公園水泳プールで行われます。</p> <p>来場見込数は、記載のとおりです。</p> <p>観戦方法について、①競技会場では観覧席が少ないため、一般観覧者の入場制限を行います。競技会場で観戦できるのは、出場選手1名につき保護者家族2名までとし、種目毎の入替制とします。このほか、江別市民等を対象に事前申込での観覧を受け付けており、午前、午後の入替制で行います。また、②パブリックビューイングでは、入場制限により観戦できない方や多くの市民の方が観戦できるように、記載の時間でセラミックアートセンターを会場に行きます。定員は100名程度、申込は不要です。</p> <p>次に、3 交通手段の確保について、（1）目的のとおり、競泳は参加選手が多く、ほとんどの選手は札幌市内に宿泊しますが、朝7時の受付開始にあわせ来場する際、レンタカー等での移動のほか、公共交通機関の利用も想定されることから、円滑な移動確保のため、必要な対策を講じます。（2）移動支援として、①臨時列車をJR北海道の協力により、朝、始発よりも早い時間に札幌駅発の列車を運行していただきます。また、②シャトルバスでは、臨時列車の野幌駅到着にあわせ、野幌駅から会場までの無料シャトルバスを記載の出発時刻に各4台、延べ16台運行します。このほか、③タクシーについても事業者等への情報提供や協力要請を行っております。</p> <p>4 PR活動では、大会の認知度向上や機運醸成のため、看板や横断幕、ポスター、広報誌などでPRしているほか、全国から来場する多くの方に市のPR物品配布や野幌駅での案内対応などを行います。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>ただいま報告のありました、令和5年度全国高等学校総合体育大会の開催について、質問等がございましたらお受けします。</p>
新館委員	<p>移動はシャトルバスを用意するとのことですが、このシャトルバスはパブリックビューイング会場に行く方も利用できるのででしょうか。</p>
稲垣高校総体推進担当参事	<p>シャトルバスについては、資料にございますとおり出発時刻が朝の時間のみになっております。あくまでも選手の移動支援のためということでもありますので、途中のセラミックアートセンターには停車しません。また、その時間はパブリックビューイングが始まっておりませんので、あくまでも選手のためというものでございます。</p>
黒川教育長	<p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>（質疑終了）</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>続いて、2の審議事項に入ります。</p>
山崎総務課長	<p>審議事項（2）令和5年議案第29号 教職員住宅における漏水事故に係る損害賠償額についての説明を求めます。</p> <p>山崎総務課長お願いします。</p> <p>議案第29号 教職員住宅における漏水事故に係る損害賠償額について、ご説明いたします。</p> <p>前段の報告事項（1）と同一の漏水事故に関しまして、このたび、市と被害を受けた1入居者の間で損害賠償額の合意に至りましたが、金額が100万円以上の場合は、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決を要することから、本議案は、江別市議会に対し本件損害賠償額の議決を求めることについて、教育委員会のご承認をいただきたく、ご審議をお願いするものでございます。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1 賠償の理由は、前段の報告と同一の事故に係る損害賠償であり、2 賠償の金額は、1,583,536円、3 賠償の相手方は、浸水被害を受けた当該住宅302号室の入居</p>

	<p>者です。</p> <p>4 事故の概要であります、2ページをお開き願います。</p> <p>上段、1の(1)発生場所から(4)漏水原因までは、前段の報告と同一の事故であるため、説明は割愛させていただきます。(5)入居状況、浸水範囲、損害状況等ありますが、4ページをご覧ください。</p> <p>ページ左に、ただいまご説明している302号室の位置を赤枠で示しております。ページ右は損害状況です。302号室の損害額は1,583,536円、内訳としましては電化製品、家具、書籍、玩具等の家財損害が1,065,123円、清掃費、通勤旅費、引越し代金等の間接損害が518,413円です。</p> <p>ここで2ページにお戻り願います。</p> <p>中段の2 賠償の相手方は、①事故当時、漏水箇所の階下にある302号室の入居者であり、1世帯大人2名子供1名です。なお、②のとおり、当該入居者は3月12日に302号室から退去し、市内転居しております。その後、示談交渉により損害賠償額の合意に至り、③7月20日に、本件事故に係る物的損害の賠償として、市が1,583,536円を支払う旨、仮示談を締結しました。なお、損害賠償額が100万円以上の場合は、地方自治法の規定に基づき議会の議決を要することから、江別市議会が当該示談締結について議決を行い、可決された場合に示談が成立する点が、前段の報告との制度的な相違点でございます。</p> <p>次の3 賠償の金額の算定方法、及び3ページの4 その他につきましては、前段の報告と同一の内容のため、説明は割愛させていただきます。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>黒川教育長 須田委員 山崎総務課長</p>	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>この302号室から退去された方は、現在、どちらにお住まいなのでしょうか。</p> <p>個人情報に関係がございますので詳細は差し控えさせていただきますが、3月にご自身で引越し先を確保しまして、現在、江別市内にお住まいになっております。</p>
<p>須田委員 山崎総務課長</p>	<p>今現在、引越し先に係る住居費は、負担していないのでしょうか。</p> <p>現在、この教職員住宅のお部屋につきましては、退去されておりますので、賃料等は発生していない状況です。</p>
<p>佐藤教育部次長</p>	<p>補足しますと、転居するための引越し費用は市で負担いたしました。転居後の家賃などにつきましては市では負担はしておりませんので、住居費はご自身でお支払いになっているという状況でございます。また、教職員でありますので、住居手当が支給される場合もあると思いますが、教職員の住居手当は、市が負担するものではございません。</p>
<p>黒川教育長</p>	<p>資料の4 その他で、再発防止として定期的な点検を実施すると記載されており、1回目は4月26日で、2回目はいつ計画しているのでしょうか。また、その点検の内容というのは何をどう点検するのでしょうか。</p>
<p>山崎総務課長</p>	<p>年2回の定期点検を行うこととしましたが、1回目は4月、2回目は冬期間を迎える前の11月頃を予定しております。また、今回の事故を受けまして、総務課では点検マニュアルを見直すとともに、点検した際の記録を残すように点検表を作成しました。その中で、例えば水道メーターだけではなく、電気やガスのメーターにつきましても、その数値がどうなっているのかを記録しまして、次の点検の時にその数値に動きがないかどうか、動きがあれば何らかのことが起きているとわかるようにしております。また、点検項目をしっかり点検することによって、間違いなく上水道の水抜きがされているか、鍵は掛かっているか等々、そういった項目を一通りリストにしまして確実に点検ができるように見直しを行ったところでございます。</p>
<p>黒川教育長</p>	<p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和5年議案第29号 教職員住宅における漏水事故に係る損害賠償額についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、審議事項(3)令和5年議案第30号 江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の任命についての説明を求めます。</p> <p>清水教育支援課長お願いします。</p>

清水教育支援課長	<p>審議事項（3）議案第30号 江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の任命についてご説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>はじめに、江別市青少年健全育成協議会は、江別市青少年健全育成条例に基づき設置しているもので、青少年の健全な育成に関し必要な事項を調査審議するなどの職務を行うものであります。</p> <p>当協議会委員は、令和4年7月1日から2年間の任期で委嘱又は任命をしておりますが、このたび、推薦を依頼している関係行政機関の職員の人事異動により、欠員が生じたことから、1の補欠委員候補者に記載のとおり、江別市健康福祉部の金子武史子育て施策推進監兼子育て支援室長事務取扱を新たに任命しようとするものであります。</p> <p>2の補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間とし、本日から令和6年6月30日までの期間であります。</p> <p>3の委員名簿につきましては、新委員を含めた委員の名簿を2ページに記載しておりますので、ご参照ください。</p>
黒川教育長	<p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。（質疑なし）</p> <p>それでは、令和5年議案第30号 江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の任命についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>続いて、3のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について、説明願います。山崎総務課長お願いします。</p>
山崎総務課長	<p>次回の定例教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和5年度青少年キャンプ村「こんがり王国」の実施結果について、第3期江別市学校教育基本計画ほか4計画に係るパブリックコメントの実施について、などを予定しております。</p> <p>また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、8月18日金曜日午前10時00分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p>
黒川教育長	<p>ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は8月18日金曜日午前10時00分からということで、皆様よろしいですか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>以上をもちまして、第7回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>（閉会）</p>

終了 午前10時45分

署名人（教育長） 黒川 淳 司

署 名 人 新 館 忠 義